

第1892回埼玉県教育委員会定例会

- 1 日 時 令和2年10月13日(火) 午前10時開会
午前10時18分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 高田教育長、上條教育長職務代理者、後藤委員、伊倉委員、石川委員、萩原副教育長、佐藤教育総務部長、日吉県立学校部長、関口市町村支援部長、伊藤県立学校部参事兼保健体育課長
栗原書記長、古澤書記、森山書記

4 会議の主宰者 高田教育長

5 会 議

(1) 前回議事録の承認

- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
- 高田教育長が、後藤委員を議事録の署名者に指名した。

(2) 報告事項

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について

伊藤県立学校部参事兼保健体育課長 (提出理由、高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項、高校生の自動二輪車等の運転免許取得状況、高校生の自動二輪車等の交通安全講習、高校生の自動二輪車等による交通事故、モニタリング組織による検証及び令和元年度の実績・委員会での意見を踏まえた今後の展開について説明)

伊倉委員 いい取組だと思います。資料3ページの運転免許取得者数が92校797人とありますが、講習に参加した生徒数は59校293人です。参加していない学校や生徒が多いと思いますが、これは任意の参加ということが理由でしょうか。

伊藤県立学校部参事兼保健体育課長 運転免許取得者数と講習参加者数のかい離

についてですが、講習に参加する生徒は、バイクを購入し運転している生徒を前提にしています。免許取得者で講習に参加していない生徒は、それ以外の生徒で、免許を取得したのみの運転していない生徒と考えます。

伊倉委員 そうしますと、通学許可を受けている20校138人の生徒は、ほぼ講習に参加しているということでしょうか。

伊藤県立学校部参事兼保健体育課長 そのとおりです。

後藤委員 先ほどの説明で、通学許可を受けている20校138人の生徒は、山間部や通学困難な地域の生徒と説明がありました。山間部や通学困難な地域というと秩父や飯能が思い付きますが、実施会場に春日部や川越、籠原といった山間部以外の会場があります。この辺りでの通学困難とは、どのようなことが想定されるのでしょうか。例えば、路線バスがないとか、通学時間が2時間半を超えとか、そのような条件等があるのでしょうか。

伊藤県立学校部参事兼保健体育課長 通学許可の基準については、県で定めておりません。校長が、生徒の御家族や本人の申出によって、適宜、適切に判断しております。山間部以外での通学許可の理由については、県で確認をしております。山間部以外の地域での参加者は、通学で使用するから免許を取得したということではなく、自発的に免許を取得した生徒ではないかと考えます。

後藤委員 自動二輪車を通学に使用していいかどうかの許可は、全て校長が判断しているということでしょうか。

伊藤県立学校部参事兼保健体育課長 県では、50ccを超える自動二輪車の通学での使用は許可しておりません。通学で使用を許可する二輪車は、全て原動機付き自転車です。自動二輪車については、免許を取得し乗ることは構いませんが、通学での使用は許可しておりません。

石川委員 児童生徒の交通安全教育の観点には、幼稚園から小学校低学年については道路の歩き方、小学校高学年からは自転車の運転免許制度などがあります。中学生や高校生の交通安全教育については、自転車は行っていましたが、バイクに関しては「三ない運動」があったので行っていません。「三ない運動」を見直して、交通安全に関する指導要項を定め、免許を取得している生徒を対象に、

こうした安全指導することは、非常に有意義な取組だと思います。ただし、伊倉委員お話のとおり、免許取得者数に対し半分以下の参加者数で、まだまだ十分ではありません。また、最近のバイクは、アクセルを開ければ、あっという間に時速100キロが出るような高性能のバイクです。今年は、自動二輪車の事故が多いと県警からも聞いています。今後、犠牲者を出さないためにも、こうした取組を積極的に続けてほしいと思います。

上條教育長職務代理者 素晴らしい取組だと思いますし、参加する人数がどんどん増えることを願うところです。一方で、今回の資料を見て、自転車の死傷者事故が非常に多いと驚きました。我々が自動車を運転していても、自転車が危ないと感じることがあります。自動二輪車や原動機付き自転車の運転者は、免許を持っていて、道路交通法を勉強して、それに従って一定のルールの下に運転をしています。自転車については、ルールはもちろんありますが、ないに等しいところがあって、逆走があったり、無灯火運転があったり、一時停止をしなかったり、そういう方がたくさんいます。そういう方がいて、高校生が被害を受けるということもあります。我々も年に何回か聞きます。できるかどうか分かりませんが、授業の中で指導できないかと思います。さらに、最近、スマートフォンの音楽を聞きながら、スマートフォンを見ながらの運転も増えています。自転車は、通学にも使われていて、高校生の必須アイテムのようなところがあります。是非、そこの指導を更に強化していただきたいと思います。悲劇が起きてしまった事例はたくさんあります。インパクトが強過ぎるところがありますが、みんな自分だけは大丈夫と思っているところがありますので、こういうケースで事故が起きているんだということをうまく教科性を持たせながら指導できないかと思います。

伊藤県立学校部参事兼保健体育課長 自転車の安全指導は、バイクの安全指導をする前の段階の基礎として、とても大切な事と私どもも認識しております。上條委員の御指摘のとおり、自転車の安全教育ができていないのに、バイクの安全教育があってはならないと思っています。自転車の安全教育については、現在、夏休みの間に県の4地区で、全ての県立高校の代表生徒を集めて、半日か

けて伝達講習という形で行っています。代表生徒が、各学校に戻って、安全教育の内容を自校に伝えるものです。引き続き実施して、充実させたいと考えております。

高田教育長 私は昭和57年に工業高校の教員になりました。当時は、バイクに興味関心のある生徒がたくさんいる時代で、暴走族も大きな問題となっていました。そういった中で、全国のPTA連合会から「三ない運動」が始まりました。高校生は免許を取っていない前提に立っていましたので、安全講習というものはありませんでした。しかしながら、生徒が無断で免許を取って事故を起こすということがありました。昨年の4月から、免許の取得を届出制にしまして、免許を取るなら安全に運転させるということで、こうした講習を始めたところですが、最初は、各校の校長も免許取得の届出が多くあるのではないかと考えていましたが、思っていたほど届出は多くなく、今の子供たちはそれほどバイクに興味関心を持っていないという印象です。いずれにしても、被害者にならないことはもちろんですが、石川委員のお話のとおりスピードがかなり出ますので、加害者となってしまうと本当に大変なことになってしまいます。県立学校全体で、しっかりと自動二輪車等の安全教育に取り組んでまいります。

(3) 次回委員会の開催予定について

10月22日(木) 午前10時